

中小企業大学校旭川校研修受講料助成要領

(公社) 北海道トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校旭川校の経営戦略等の講座及びWEB e e C a m p u s（Web講座）、サテライト・ゼミを受講することによって、人材育成と経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とし、その受講料を助成する。

(交付対象)

第2条 会費滞納がない会員事業者で、また、年度途中に入会した場合は、入会日以降に申込みしたものを対象とし、中小企業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者とする。

(助成対象講座)

第3条 中小企業大学校旭川校が定める講座であって、本要領の目的を達成するのにふさわしい講座を対象とする。

(助成範囲)

第4条 それぞれの講座の受講定員及び助成予算額の範囲内で、申込み順に助成する。

(受講料の助成額)

第5条 全講座とも受講料の3分の2助成（北ト協・全ト協が3分の1ずつ負担）とする。なお、事業者負担の3分の1で得た百円未満は切り捨てるものとする。
但し、国、自治体、他団体（都府県トラック協会含む）等からの助成金の合計が受講料の3分の2を超える場合、助成金を交付しない。

(受講の申込み・承認)

第6条 受講料助成を希望する会員事業者は、所定の受講申込書に必要事項を記入し、北ト協に申込む。

北ト協は受講料助成の申込みがあったときは、速やかに当該会員事業者に受講料助成の承認を行う。

なお、各事業者が受講料の助成承認を受けずに、中小企業大学校旭川校に受講申

込みを行った場合、受講料助成は行わないものとする。

(大学校への申込み・支払い)

第7条 北ト協は受講料助成の承認に併せて中小企業大学校旭川校に受講申込み手続きを行う。

会員事業者は中小企業大学校旭川校が発行する「受講受入の決定について」に従い受講料を期日までに支払う。

(助成金の支払い)

第8条 会員事業者は、受講者が所定の講座を修了し、中小企業大学校旭川校から「修了証書」の交付を受けた日から10日以内に「受講料助成請求書」に「修了証書」の写しを添付して北ト協へ提出する。

北ト協は請求の日から30日以内に助成金を振り込むものとする。

但し、**令和6年3月1日**までにその「受講料助成請求書」を提出しなければならない。

附則 本要領は平成23年5月から適用する。

附則 本要領は平成26年、29年、30年、31年4月1日から適用する。(改訂)

附則 本要領は令和2年4月1日から適用する。(第8条)

附則 本要領は令和3年4月1日から適用する。(改訂)

附則 本要領は令和4年4月1日から適用する。(第1条、第5条、第8条)